

# 認証評価機関が行う自己点検・評価報告書

2019(令和元)年 9 月

一般社団法人 日本技術者教育認定機構

# 目 次

<b>I. 沿革・現況</b> . . . . .	2
<b>II. 自己点検</b>	
1. 評価基準 . . . . .	5
2. 評価方法 . . . . .	7
3. 認証評価の実施状況 . . . . .	13
4. 組織及び運営の状況 . . . . .	14
5. おわりに . . . . .	18
別紙1 産業技術系専門職大学院基準 . . . . .	19
別紙2 産業技術系専門職大学院認証評価に関する規程 . . . . .	24

## I. 沿革・現況

### 1. 一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）設立の経緯

#### （1）JABEE 設立の経緯と認定審査・認証評価

今日の社会では、科学技術によって生み出された膨大な種類の人工物が人々の豊かな生活を支えている。これらの人工物の多くは、作り方や利用方法を一歩間違えれば、人々の安全を脅かしかねない危険をはらんでいる。このことは、それらの人工物を生み出す技術者が、高い専門能力とともに優れた倫理観を持ち合わせなければならないことを意味している。したがって、そのような技術者を育成する教育が社会にとっていかに大事なものかは論を待たない。欧米では第二次世界大戦以前から、技術者を育成する「技術者教育プログラム」（主に学科）を第三者が評価し、評価基準を満たしているプログラムを認定するというところを行ってきた。これは、単に教育を評価するのが目的ではなく、専門職能団体（技術士会が一例）が自分たちの後継者をきちんと教育できるプログラムを認定することが目的であったため、技術者教育プログラムを修了しないとその専門職能に就けない

（資格が得られない）のが普通である。また、20 世紀後半からのグローバル化の急速な進展に伴い、物資の輸出入の障壁の軽減や製品企画の共通化が進み、1995 年には WTO

（世界貿易機関：World Trade Organization）が設立されて貿易に関連する様々な国際ルールを定めた。その中で、モノだけでなく サービス業務の障壁も対象になり、専門職の国際的な移動の促進が提言された。一方わが国ではバブル崩壊前後から、学会会議や一部の識者の間で、それまで世界一と自認していた工学系の教育がガラパゴス化して将来の競争力が低下するという危惧が共有されるようになった。そして、技術者を育成する高等教育も世界に取り残されないように、技術者教育の認定制度を設置する提言がなされた。

世界では、わが国のバブルが崩壊した 1989 年に、米英など 6 カ国によって、技術者教育の質保証の同等性を相互承認する国際協定（ワシントン協定）が締結された。これら 6 カ国はそれぞれ技術者教育の認定制度を持っていたが（米国では 1932 年に発足）、各国の認定制度が教育の質を保証するという点で実質的に同等であることを認め合い、各国の技術者教育の質向上のバネとすることを目的にしている。技術者教育の立ち遅れを心配したわが国の団体や有識者は、認定制度を早急に立上げてワシントン協定に加盟することを決定し、これに関係省庁、経済団体および主要な学協会が賛同して 1999 年に JABEE を設立し、2001 年度から認定を開始した。そして、当初の目標を達成して 2005 年にアジアおよび非英語圏国として初めてワシントン協定への加盟を果たした。なお、ワシントン協定の創設 6 カ国の内 5 カ国は、前記の専門職能団体（我が国の技術士会に相当）が認定を行っているが、米国の ABET は JABEE と同様に学会をベースにした認定団体で、JABEE はシステム構築に際して ABET の協力を得た。JABEE の加盟が端緒となってその後アジアの主要国のほとんどがワシントン協定に加盟した。そして、将来の技術者の国際的流動性を見据えて技術者教育の質向上のために切磋琢磨する動きが急速に広まっている。

また、当機構は 2010 年 3 月末に文部科学大臣から、情報、創造技術、組込み技術、原子



## (5) JABEEの認定プログラム数および専門職大学院認証評価の専攻数

2001年度に認定開始後、大学・大学院・高専の新規認定プログラムの累計は、海外のプログラムを除き172教育機関の505プログラムとなった。この内98(57%)の教育機関では複数プログラムが認定されている。また、認定プログラムの修了生は約30万人に達している。

一方、2010年度に産業技術系専門職大学院の認証評価を開始後、受審専攻は4教育機関の5専攻となっている。

### <参考>

2018年度末の教育機関種別認定プログラム数および認証専攻数は、それぞれ次に示す表I-1および表I-2の通りである。

#### <表I-1 教育機関種別認定プログラム数[学士、修士]>

2001-2018累計及び2018年度時点(カッコ内)[海外のプログラムは除く]

教育機関種類	教育機関数	プログラム数
国立大学	54(50)	234(137)
公立大学	10(6)	24(8)
私立大学	55(49)	164(131)
高等専門学校(専攻科)	52(46)	82(63)
大学校	1(1)	1(1)
<合計>	172(152)	505(340)

認定プログラム数累計、ただし( )内は2018年度時点の認定プログラム数

#### <表I-2 専門職大学院 認証評価専攻数>

2010-2018累計及び2018年度時点(カッコ内)

教育機関種類	教育機関数	専攻数
産業技術系専門職大学院	4(4)	5(5)

認証専攻数累計、ただし( )内は2018年度時点の認証専攻数

## Ⅱ. 自己点検

### 1. 産業技術系専門職大学院認証評価基準

評価基準は、学校教育法第109条に規定する大学評価基準として策定されたものであり、産業技術系専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、8個の基準と50個の評価項目で構成される。(P.19~P.23 別紙1 参照)

8個の基準は、「基準1. 使命・目的および学習・教育目標の設定と公開」「基準2. 学生受け入れ方法」「基準3. 教育方法」「基準4. 教育組織」「基準5. 教育環境」「基準6. 学習・教育目標の達成」「基準7. 教育改善」「基準8. 特色ある教育研究活動」となっている。

#### 【基準1】

基準1(1)は、専攻の使命・目的の設定・公開に関するものである。

基準1(2)は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー、以下「DP」とする）の策定と公開に関するものである。

基準1(3)は、高度な専門職業人の育成を目的として専攻が設定する学習・教育目標について定めている。

基準1(4)は、研究科等の名称に関するものである。

#### 【基準2】

基準2は、学生の受け入れ方法に関するものである。学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生(原則として学士の学位を持つもの)を入学(編入学・転入学を含む)させるため、AP（アドミッション・ポリシー、以下「AP」とする）を明確にし、それを学内外に公開し、さらに、選抜の方法等に適切に反映していることを求めている。

#### 【基準3】

基準3は、CP（カリキュラム・ポリシー、以下「CP」とする）の策定と公開、CPとDPの一貫性、カリキュラムの設計と開示、科目のシラバス、学生自身による学習・教育目標の達成度の点検等に関するものである。また教育方法に関わる法令による評価項目を定めている。

#### 【基準4】

基準4は、専攻の教育組織に関する評価基準である。教員組織編制の基本方針と、十分な数の教員、教育支援体制、ファカルティ・ディベロップメント(以下、「FD」とする)、スタッフ・ディベロップメント（以下、「SD」とする）、教員評価などが審査される。

#### 【基準5】

基準5は、専攻の教育環境に関するものである。施設、設備、財源、学生への支援の仕組み等が審査される。

#### 【基準6】

基準6は、専攻の学習・教育目標の達成に関する評価基準である。専攻には、修了生が専攻の設定した学習・教育目標を達成していることを、修了判定資料等の根拠資料を提示して示

すことが求められる。

**【基準 7】**

基準 7 は、専攻の教育改善に関する評価基準である。教育システムに対する点検・評価システムと、それによる継続的な改善活動が審査される。

**【基準 8】**

基準 8 は、教育研究に関する特色ある取り組みに関する評価基準である。

## 2. 評価方法

### (1) 実施体制

認証評価を行うに当たり、専攻ごとに評価員による評価チームを編成している。各評価チームは、3名から5名の評価員で構成する。原則として、評価員のうち2名は、当該専攻分野の大学院における教育経験を有する者とし、このうち1名以上は当該専攻分野の専門職大学院の専任教員とする。評価員のうち1名は当該専攻分野の実務経験を有する者とする。当該年度に評価を担当する評価員を対象に、受審専攻からの自己評価書が提出されたのちに、評価員研修会を実施し、円滑な評価活動を推進するための情報共有を進めている。認証評価の事務局体制として、受審専攻のJABEE対応責任者との各種調整を図る職員を1名、配置している。

認証評価は、専攻が認証評価基準を満たしているか否かについて評価を通じて判定し、その結果に基づいて行なわれる。機構は、認証評価を申請した専攻について、認証評価基準に基づいて評価を行なう。また、すべての認証評価基準において「欠陥」と判定された項目のない専攻を適格認定する。

評価チームは、専攻より提出された自己評価書の内容を調べ、実地調査を行なってその根拠となるものを検証し、その専攻が認証評価基準を満たしているか否かを評価する。評価チームによる評価結果は、認証評価委員会での審議を経て、理事会が認証評価結果として決定する。認証評価の最終責任は、理事会にある。専攻には、認証評価のプロセスにおいて、意見申立、異議申立の機会がある。

#### <課題と対応状況>

- ・評価チームの編成にあたっては専門職大学院認証評価委員会委員、基準専門委員会委員を中心に受審専攻の専門性、地域性等を考慮して評価員を選定しているが、近年、委員の高齢化が進んできており、若手の評価員候補者が減少している。今後の認証評価活動の活性化のためにも委員、評価員の若返りが望ましく、世代交代を進めたい。また、2018年度に創設されたJABEEフェロー制度におけるフェロー認定者にも、今後の認証評価活動への参画を促していきたい。

### (2) 自己評価書の作成

自己評価書は、専攻が自己点検・自己評価を行ない、機構が定めた産業技術系専門職大学院基準を満たしていることを、書面調査と実地調査を行う機構の評価チームに説明するための重要な書類であり、根拠となる資料等(以下、根拠資料という)の整理・分析に基づき、分かりやすく記述することが求められる。

自己評価書は、本文編と引用・裏付資料編とに分けて構成する。用紙はA4判を使用し、製本はせず、加除が可能な体裁でファイル綴じにし、両者を合わせた厚さは原則として40mm以内とする。

自己評価の説明にあたっては、適宜図表を用い、理解のしやすさに配慮する。



専攻が、他の外部評価に関わる自己点検・自己評価および認証評価等を実施している場合、引用・裏付資料として、それらの評価のための資料を適宜修正の上、使用することができる。評価チームが自己評価書を読む際の予備知識を与え、内容の理解を助けるために、専攻の属する研究科や専門職大学院等の設置・改組の経緯、修了生の進路と育成する人材像、学習・教育目標の特徴、関連する他の教育課程・専攻等との関係、カリキュラム上の特徴等について概要を説明する。

専攻の認証評価の可否は、自己評価書の内容を調べ、実地調査でその根拠となるものを検証して、認証評価基準を満たしているかどうかを審査することにより判定される。特に、下記の4点を重視して行なわれるので、これらの点に留意して自己評価書を作成することが必要である。

- (1) 専攻が保証する修了生の知識・能力等としての適切な学習・教育目標が設定されているか。
- (2) 専攻は、自己評価書や学則、シラバス、パンフレット等に記載されているとおりに運営・実施されているか。
- (3) 専攻の修了生が、専攻の設定した学習・教育目標を達成していることを論理的に説明しているか。
- (4) 専攻に係わる教育の点検・評価システムが機能しているか。

#### <課題と対応状況>

- ・現在、自己評価書は紙媒体と電子媒体の提出を求めているが、第3期(2020年度～)からは電子媒体のみの提出を検討している。電子媒体資料の読みやすさを向上させ、評価の効率化を図っていく。
- ・他の質保証制度との連携を図るため、『自己評価書作成の手引き』に、専攻が他の外部評価に関わる自己点検・自己評価および認証評価を実施している場合、引用・裏付資料として、それらの評価のための資料を適宜修正の上、使用することが出来ることを明記してある。

### (3) 書面調査

評価チームは、自己評価書を書面調査し、結果を書面確認書にまとめ、専攻に提示する。書面調査にあたり、疑問点については、主査がとりまとめて、専攻に質問する。その際、必要があれば、最小限の補足資料の提供を求める。評価結果については下記の通りとする。

- S (優良) : 認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。
- A (適合) : 当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
- C (懸念) : 当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たし

ているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。

- W（弱点）：当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。
- D（欠陥）：当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。
- -（該当なし）：当該項目で定められた条件に該当しないため評価の対象としない。

#### （４）実地調査

実地調査では書面調査では確認できない内容について、面談、視察、資料点検等を通じて調査を行い、自己点検評価書の内容と実態が合致しているかどうかなどの確認を行う。実地調査は評価チーム全員で受審専攻を訪問することとしており、当機構担当者も同行している。通常の場合、初日を移動日として、2泊3日で実施しているが、実地調査の日程については受審専攻のスケジュール、都合等を考慮し、調整を行った後、確定する。実地調査は主に資料・データの点検、各種面談、教育環境の視察で構成している。資料・データの点検は、実地調査に向けてあらかじめ評価チームから受審専攻へ求めた資料やデータを確認するものである。

各種面談は「責任者との面談」「教職員との面談」「卒業生との面談」「在校生との面談」がある。

「責任者との面談」は、理事長、学長などとの面談であり、受審専攻全体の総括的な質問や運営方針等を中心に質疑応答を行う。

「教職員との面談」は書面調査での分析状況を踏まえて、教育研究活動および管理運営の状況についての質疑応答を行う。

「卒業生との面談」は本専攻での教育が社会で生かされているか、OB から見た受審専攻について質疑応答を行う。

「在校生との面談」は教育環境、教職員への要望等について質疑応答を行う。

教育環境の視察は受審校の案内のもと実際の講義、実習、演習の状況や図書館、教育研究施設などについて視察している。

#### <課題と対応状況>

- 文科省通知「27 文科高第 1213 号」により、「評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと」が推奨されている。当機構として、現在は実地調査における学生等からの意見聴取は行っているものの、地方公共団体、企業等との面談・アンケート等は行っておらず、その実施方法を含めて今後の検討課題としたい。

## (5) 報告書の作成

実地調査が終了すると評価チーム報告書を作成する。報告書は書面調査・実地調査の結果として、評価チームが作成し、認証評価委員会へ提出するものである。認証評価委員会は評価チーム報告書をもとに総合的に審議し、「認証評価報告書(案)」を作成して、受審専攻へ送付する。受審専攻は、「認証評価報告書(案)」を受領した日から2週間以内に、機構に対して、文書によって、「認証評価報告書(案)」に対する事実誤認および誤記等に関する意見申立を行うことができる。意見申立の採用もしくは不採用は、その理由とともに「認証評価報告書(案)に関する意見申立に対する回答」として、申請専攻に速やかに伝えられなければならない。「認証評価報告書(案)」において、産業技術系専門職大学院基準に適合しているとの認定を得られなかった申請専攻は、その結果について、「認証評価報告書(案)」を受領してから4週間以内に、JABEE 会長宛に文書によって異議申立を行うことができる。JABEE は異議申立審査を行うために、理事会の下に異議申立審査会をおく。異議申立審査会委員長は、「異議申立に対する裁決(案)」を作成し、理事会に提出しなければならない。理事会は、「異議申立に対する裁決(案)」を尊重しつつこれを審議し、「異議申立に対する裁決」を決定する。理事会は認証評価の手続きが適正に行われたことを確認し、「認証評価報告書」を決定する。受審専攻が異議申立を行った場合、理事会は「異議申立に対する裁決」の決定後に「認証評価報告書」を決定する。

### <課題と対応状況>

- ・例年、評価結果『C』、『W』の項目について受審専攻より意見申立書が提出され、認証評価委員会と調整が行われた後、認証評価報告書が理事会にて審議・決定される。
- ・2013年度には認証評価報告書(案)において『D』評価(不適合)となったことから異議申立が提出された。JABEE では「認証評価に関する規程」(P.28 別紙2 参照)に基づき異議申立審査会を設置して審議を進めた。

具体的には基準4(3)『専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。』が焦点となった。

以下は当機構ウェブサイトに公表してある異議申立に対する裁決文であるが、法令上の専任教員の定義が明確でないことから当初の『D』評価が、最終的に『W』評価となっている。今後のためにも、法令上の専任教員の定義が明確になることが望まれる。

=====当機構ウェブサイト(<https://jabee.org/doc/1908.pdf>) 異議申立に対する裁決

の裁決後の評価内容【基準4ならびに基準4(3)】(P.10~P.11)から抜粋 =====  
基準4(3) 「専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること」

- ・具体的な専任教員の名簿は、自己評価書(引用・裏付資料編)の表3に示されていて、専任教員の法的な必要数32人に対して44人を配置しているとしている。
- ・大学設置基準第十二条では、「教員は、一の大学に限り、専任教員となるもの」とし、

「専任教員は、専ら大学における教育研究に従事するものとする」としている。ただし、「教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる」ともする。「大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（18 文科高第 133 号，平成 18 年 5 月 17 日）によれば、「第 12 条第 2 項の「専ら」とは、専任教員が、当該大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。また、同条第 3 項の「当該大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。」という。ところが専攻が配置しているという 44 人の専任教員の中には、この条件を満たさないと判断されるものが下記のように存在する。

- 44 人の中に外国在住の教員が 8 人存在し、この 8 人は集中講義を行っているものの、平素は大学には不在であり、日常的な教育指導や、大学運営への寄与が見られず、専任教員としての実態が認められない。
- 東京、札幌の各サテライトにそれぞれ 3 人の実務家専任教員が存在しており、週 1～2 時間の授業を行っているものの、それ以外の時間は大学の業務を行っていない。追加提出された資料によると、札幌の 1 名と東京の 2 名は、それぞれの地で週 5 日の大学勤務をしているとしているが、実態は東京、札幌の各サテライト教室が収容されているビル内に存在する別法人会社で勤務している形であり、大学のサテライトでの大学業務実施の実態がない。実際に、各サテライトは教室 1 室のみであり、事務室、研究室などは存在しない。また、この 6 名は実務家教員のいわゆる「みなし専任」の条件を満たさない勤務実態となっている。ここで「みなし専任」の条件とは、「専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者」（専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に関する文部科学省告示第五十三号（平成十五年三月三十一日）第二条第 2 項）を指す。
- 京都本校、京都駅前サテライトに勤務する実務家教員について、4 名が年間担当授業 6 単位未満または学校運営への参加の実態がなく、これも「みなし専任」の条件を満たさない勤務実態となっている。
- 以上の 18 名を除くと専任教員数は 26 名となり法令上で通常想定される専任教員の基準を満たしていないと判定されることになるが、専任教員についての詳細な基準が法令上では明確には定まっていないことから法令上の基準を遵守していないとは断定することまではできない。しかしながら、このような教員組織は教育体制として十分とは言えず改善が必要である。

=====

## (6) 評価結果の通知および公表

機構は「認証評価報告書」を理事会によって決定し、文部科学大臣への報告については学校教育法第110条第4項に従い、文部科学大臣に報告している。その後、文書によって「認証評価報告書」を受審専攻に通知し、受審専攻の自己評価書(本文編)とともに機構のウェブサイトに掲載する。

認証評価の過程において異議申立がなされた場合には、「異議申立に対する裁決」を「異議申立書」とともに機構のウェブサイトに掲載する。

## (7) 改善報告のフォローアップ

適格認定を受けた申請専攻は、「認証評価報告書」を受け取ってから2年以内に、「弱点(W)」と判定された項目についての「改善報告書」を会長宛に提出しなければならず、また「懸念(C)」と判定された項目についての「改善報告書」を会長宛に提出することができる。認証評価委員会は、「改善報告書」を検討、審議し「改善報告書検討結果」を決定して、速やかにこれを受審専攻に通知し、機構のウェブサイトに掲載する。

### <課題と対応状況>

- ・第1期(2010年度～2014年度)と第2期(2015年度～2019年度)における全評価項目のW評価の数は次に示す表Ⅱ-1の通りであり、認証評価の推進により着実にW評価の数が減っていることがわかる。今後、更なるスパイラルアップを目指したい。

<表Ⅱ-1 認証評価第1期と第2期のW評価数の比較>

専攻名	第1期のW評価の数	第2期のW評価の数
A専攻	5 (全47項目中)	0 (全47項目中)
B専攻	4 (全47項目中)	1 (全50項目中)
C専攻	9 (全47項目中)	1 (全50項目中)
D専攻	5 (全47項目)	2019年度評価推進中
E専攻	4 (全47項目)	2019年度評価推進中

### 3. 認証評価の実施状況

当機構は 2010 年度より認証評価を開始し、4 教育機関、5 専攻の認証評価を実施している。

当初は 2011 年度に東海大学専門職大学院組込み技術研究科が受審予定であったが当該専門職大学院組込み技術研究科が東海大学大学院と合流して学生募集を停止したことにより、受審に至らなかった。

2010～2014 年度で第 1 期を完了し、2015～2019 年度で第 2 期を完了する。各年度の評価結果は、当機構のウェブサイト (<https://jabee.org/pgschool/result>) に公表している。これまでの認証評価実施状況（受審専攻と適格認定結果）は、次に示す表Ⅱ-2 の通りである。

<表Ⅱ-2 これまでの認証評価実施状況（受審専攻と適格認定結果）>

《第 1 期》

年度	受審専攻	適格認定結果
2010 年度	産業技術大学院大学 情報アーキテクチャ専攻	適合
2012 年度	産業技術大学院大学 創造技術専攻	適合
2013 年度	京都情報大学院大学ウェブビジネス技術専攻	適合
2014 年度	東京大学大学院原子力専攻	適合
2014 年度	神戸情報大学院大学情報システム専攻	適合

《第 2 期》

年度	受審専攻	適格認定の可否
2015 年度	産業技術大学院大学 情報アーキテクチャ専攻	適合
2017 年度	産業技術大学院大学 創造技術専攻	適合
2018 年度	京都情報大学院大学ウェブビジネス技術専攻	適合
2019 年度	東京大学大学院原子力専攻	評価実施中
2019 年度	神戸情報大学院大学情報システム専攻	評価実施中

#### <課題と対応状況>

・これまで受審専攻に対して、自己評価書の書式や内容、評価基準および評価方法等についての意見を求めることは実施していなかった。今後は評価実施後に、受審専攻および評価員にアンケート調査を実施して、調査結果に基づき改善を図ってきたい。

#### 4. 組織及び運営の状況

当機構は定款の定める法人の目的及び事業を達成するために社員総会、理事会等の必要な組織を有しており、定款ほか組織運営規則、運営会議規定、認定会議規定、理事会運営規則等の諸規則に基づき適切に運営している。

##### (1) 社員総会、理事会、認定会議、運営会議、拡大運営会議、監査会

社員総会は、当機構の最高決議機関として法人の業務執行体制や業務運営方針を決定する。

理事会は法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督を行っており、その権限は定款に定められている。また、理事及び監事の構成については定款に定められており、理事の定数は20名以上30名以内で2019年9月現在の理事は28名である。代表理事としては会長1名、副会長2名を置いている。監事の定数は1名以上3名以内で現在は2名である。

理事の職務及び権限は定款に定められており、適切に運営している。監事の職務及び権限も定款に定められており、理事の職務の執行を監査するとともに監査報告書を作成している。

また、監事は理事会に出席し、必要に応じ意見を述べるとともに、報告等を適切に行っている。理事の職務執行の監査を含む監事監査の実施についても、毎年4月に適切に行っている。

##### (2) 委員会等

当機構の評価事業を円滑に遂行するための組織として、理事会のもとに委員会等を置いている。2019年9月現在、委員会等の組織は図I-1(P.3)の通りである。

理事会の基に専門職大学院認証評価委員会が置かれている。委員長は理事会が選任し、10名の委員をもって構成されている。認証評価委員会の基に基準専門委員会が置かれ、認証評価委員会が委嘱した8名の委員をもって構成している。

##### (3) 事務局体制

当機構の事務局人員配置は2019年9月現在、9名であり、事務局長1名、審査部5名(うち部長1名、認証評価兼務担当部長1名)、事務局長補佐1名、国際担当1名、経理担当1名の体制となっている。

##### (4) 財政等

<会計基準、規程>

当機構の会計処理は、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」に準拠した会計処理規程に基づき、適切に行われている。

<JABEE の収支状況>

当機構の平成 24(2011)年度から平成 30(2018)年度までにおける収支の推移は表Ⅱ-3の通りである。

主な収入は、会費収入と審査料収入であり、会費収入は各年度とも 16,000~17,000 千円程度の安定した収入となっている。審査料収入は審査の受審校数に比例して増減が生じている。特に平成 20(2008)年度の認定プログラムより、認定有効期間が最大 5 年から最大 6 年に変更となったことから平成 25(2013)年度は受審校数が減少し、受取認定審査料も減っているが、翌年には回復している。同様の要因により平成 31(2019 年度)も受取認定審査料は減少するが、翌年には回復する。

<表Ⅱ-3 JABEE 全体の収入・支出の推移表> (単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受取会費	18,300	17,700	17,300	16,800	16,400	16,400	15,900
受取認定審査料	89,959	37,695	132,030	112,266	97,524	89,532	67,932
受取認定維持料	33,705	39,375	31,095	32,181	32,184	28,620	31,320
認証評価手数料	3,675	3,675	7,560	3,780	0	3,780	3,780
受託事業収益	0	0	22,948	81,464	99,237	58,091	58,887
雑収益	1,413	3,640	5,215	1,189	464	500	1,630
経常収益計	147,052	102,085	216,147	247,680	245,809	196,923	179,450
事業費	133,169	86,629	174,354	192,159	185,801	163,193	143,699
管理費	20,233	19,866	23,969	28,277	30,828	27,177	27,711
経常費用計	153,402	106,494	198,323	220,437	216,629	190,371	171,409
登記経常増減額	△6,350	△4,410	17,824	27,244	29,180	6,552	8,040
正味財産期末残高	81,731	77,321	95,145	122,389	151,569	158,121	166,161

専門職大学院認証評価に関する収入・支出について、前記表Ⅱ-3から該当部分を区分けして抜粋してみると、次の表Ⅱ-4のようになる。平成 30(2018)年度は 1 専攻の認証評価を実施し、3,780 千円の収入に対し、5,736 千円の経費となっており、1 年に 1 専攻のみの認証評価では赤字となっている。一方、平成 26(2014)年度は、7,560 千円の収入に対し、6,131 千円の経費となっており、1 年度に 2 専攻の認証評価を実施する年度は、単年度では黒字となっているものの、5 年を 1 サイクルとした通期では、大幅な赤字となっている。

<表Ⅱ-4 専門職大学院認証評価に関する収入・支出の推移表> (単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認証評価手数料	3,675	3,675	7,560	3,780	0	3,780	3,780
認証事業費	4,914	5,660	6,131	5,200	2,924	5,669	5,736
認証経常増減額	△1,239	△1,985	1,429	△1,420	△2,924	△1,889	△1,944



#### <JABEE の財政基盤>

6年間を一つのサイクルとした期間では年度ごとに大きな収入差が生じているが平成24(2012)年度から平成30(2018)年度までの累計正味財産増減額は84,430千円の増となっている。これは平成26(2014)年度より開始した受託事業(JICA…インドネシア IABEE 設立支援)の収益が貢献している。

#### <認証評価としての課題と対応状況>

上記したように、専門職大学院認証評価としては、1年で1専攻のみの受審では赤字となり、認証評価事業の課題となっている。現状としては、JABEEの事業全体として認証評価事業の赤字分をカバーしているが、今後、受審専攻を増やす等の改善策を検討していきたい。

### (5) 国際関係

当機構は、高等教育の質保証や評価に関わる国際的な機関等に加盟するとともに国際会議に適宜参加し、海外の高等教育の質保証の現状把握等を通じ認定審査機関、認証評価機関として国際的通用性を高める取り組みを行っている。

現在、加盟している協定・機関等一覧(2019年9月現在)は次の通りである。

- ・ワシントン協定…1989年に設立されたエンジニア教育認定団体の国際的協定(JABEEは2005年に加盟)
- ・ソウル協定………2008年に設立された情報系の教育認定団体の国際的協定(JABEEは設立メンバー)
- ・キャンベラ協定…建築教育認定団体の国際的協定(JABEEは2014年に暫定加盟、現在正式加盟を申請中)

#### <海外の質保証機関との交流>

また当機構は現在、下記の機関と交流・協力関係を構築しており、相互協力の覚書を交わしている。(【 】内は覚書等締結の時期)

- ・IEA(国際エンジニアリング連合)
- ・ABET(米国)【2000年3月】
- ・Engineers Australia(オーストラリア)【2002年2月】
- ・韓国工学教育認証院 ABEEK(韓国)【2004年11月】
- ・IEET(台湾)【2005年12月】
- ・中国科学技術協会 CAST(中国)【2007年1月】

### (6) 広報

当機構の広報活動については、各年度の事業計画に沿って適切に行われている。広報・

普及委員会を設置し、企画の立案と推進による認知度の向上を活動目的としている。ウェブサイトの情報更新、企業向けメールマガジンの配信、パンフレットの改訂と大学の就職セミナーにおいて参加企業へのPR等を実施している。また日本工学教育協会と共催で「国際的に通用する技術者教育ワークショップシリーズ」として年に2～3回行い、2019年9月までに計13回実施している。

## (7) JABEE 全体の自己評価

当機構は、その組織運営規則で定款に定める事業および認定機関として必要な事項について自ら点検・評価を行い、結果を公表し、さらに第三者による検証を求めることを定めている。この規定に従い2006年と2013年度に会長をリーダーとする自己評価プロジェクトを編成して、実施した。自己点検・評価は原則として6年毎に実施されており、今回は2019年度である。

自己点検・評価において、JABEE全体の活動成果と課題は次のように整理されている。

### <成果>

#### (1) 教育改善の推進

10年以上にわたる認定審査の実績と啓発によりJABEEの審査の基本コンセプトである教育のPDCAとアウトカムズ評価が教育の質向上に有効であるとの認識が広まっている。特に世界的に技術者教育の中心的テーマとなりつつあるエンジニアリング・デザイン教育について90%以上のプログラムがプログラム履修生のエンジニアリング・デザイン能力が培われたと評価している。

#### (2) アウトカムズ評価の推進と受審負担の軽減

教育の審査あるいは評価については資料に基づく確認作業に陥りがちであり、いわゆる「証拠主義」、「形式主義」からの脱却が課題となった。そのため認定基準を、よりアウトカムズ評価に近づいた点検・評価が行えるように改訂した。あわせてプログラムの自己点検書の内容と審査用シートも大幅に見直すと共に電子化を進めた。

#### (3) 教育質保証の国際的対応の拡充

ワシントン協定加盟後、IEAの隔年の総会とその間の中間会議に毎回出席し、教育の質保証の国際的動向を把握するとともにワシントン協定加盟国として国際的なプレゼンスを着実に高めている。なお、最近ワシントン加盟国間で認定プログラム修了を専門技術資格や一部の公務員資格の受験要件とする事例が見られるようになっている。

### <今後の課題>

#### (1) ステークホルダーへの働きかけが必要な課題

①JABEEの認知度向上のための戦略策定と実行

②認定プログラム数の増加策と認定辞退対策

プログラム拡大が頭打ちになる一方で認定の継続を辞退するプログラムが増加している。プログラムが挙げる代表的な認定辞退理由は以下の通りである。

- 1) 産業界の認知度が低く認定を受けるメリットがない。
  - 2) トップ校が受審しない。
  - 3) 教員の負荷と経済的負担が過大
  - ③ 審査員、委員の新陳代謝と産業界からの拡充
- (2) JABEE 全体で取り組む課題
- ① JABEE の組織理念と中期計画の策定
  - ② 分野との連携強化
  - ③ 受審校の負担軽減(財務面)
- (3) 各セクションが取り組む課題
- ① 受審の質および信頼性の向上
  - ② 受審校の負担軽減(審査面)
  - ③ アウトカムズ評価の理解の増進
  - ④ 認定プログラムへのサービス

## 5. おわりに

今回、以上の通り弊機構全体の中での位置づけを踏まえて、産業技術系専門職大学院認証評価機関としての自己点検・評価を行ったが、その結果、成果とともにいくつかの課題が確認された。

各課題については、すでに改善に着手しているものもあれば、依然として検討段階にあるものや、直ちに対応することが難しいものもあるが、今後の認証評価活動を通じて順次対応していくこととしたい。

## 別紙 1

# 産業技術系専門職大学院基準

### 基準 1 使命・目的および学習・教育目標の設定と公開

- (1) 専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。
- (2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。
- (3) 専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。
  - (i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に活用できる能力
  - (ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力
  - (iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養
  - (iv) 継続的に学習できる能力
  - (v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行なうために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル
  - (vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。
- (4) 研究科及び専攻（以下「研究科等」という）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。

### 基準 2 学生受け入れ方法

- (1) 学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、入学者の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。

### 基準3 教育方法

- (1) 教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。
- (2) 学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。
- (3) カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。
- (4) カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。  
また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それによって教育および成績評価を実施していること。  
なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。
- (5) 学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。
- (6) 授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。
- (7) 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。
- (8) 1年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。  
夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行なっていること。
- (9) 多様なメディアを利用して遠隔授業を行なう場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。
- (10) 通信教育によって授業を行なう場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。
- (11) 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行なう場合、実習先が十分確保されていること。

また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。

#### 基準 4 教育組織

- (1) 教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行なわれるように、教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。
- (2) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。
- (3) 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。
- (4) 専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。
- (5) 法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。
- (6) 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。
  - (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者
  - (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者
  - (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者
- (7) 専任教員のうちおおむね 3 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。
- (8) 主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。
- (9) 専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。
- (10) 専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。
- (11) 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。
- (12) 2 以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも 1 名以上置いていること。
- (13) 教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って採用・昇格および評価を実施し

ていること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。

- (14) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。
- (15) 教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。
- (16) 職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。

## 基準 5 教育環境

- (1) 学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。
- (2) 夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。
- (3) 専任教員に対して研究室を備えていること。
- (4) 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。
- (5) 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。
- (6) 大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。
- (7) 学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。
- (8) 学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。  
また、通信教育を行なう場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行なわれていること。

## 基準 6 学習・教育目標の達成

- (1) 学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれによって修了認定を実施していること。
- (2) 修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。
- (3) 在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。
- (4) 当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。
- (5) 授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。

#### **基準 7 教育改善**

- (1) 当該専攻は教育システムが基準 1～6 を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。
- (2) 点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。
- (3) 定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。
- (4) 定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。

#### **基準 8 特色ある教育研究活動**

- (1) 特色ある教育研究の進展に努めていること。



## 別紙 2

# 産業技術系専門職大学院認証評価に関する規程

平成 21 年 10 月 13 日決定

平成 25 年 1 月 18 日改定

平成 29 年 10 月 23 日改定

## 第1章 総則

第1条 一般社団法人日本技術者教育認定機構（以下、機構という）の定款第 3 条第 2 項の規定に基づき、産業技術系の専門職大学院の認証評価を行うために、この規程を定める。

第2条 この規程において認証評価とは、学校教育法第 109 条第 3 項に規定する認証評価をいう。

- 2 前項の認証評価においては、機構の定める産業技術系専門職大学院基準に基づいた評価および同基準に適合しているか否かについての適格認定を行なう。

第3条 産業技術系の専門職大学院は、開設年度の翌年度以降、認証評価を受けることができる。

第4条 産業技術系の専門職大学院を設置する大学から認証評価の申込みがあったときは、会長は、直ちに認証評価委員会の委員長に認証評価を委嘱する。

第5条 産業技術系の専門職大学院は、専攻を開設してから 5 年以内に最初の認証評価を受けるものとする。

- 2 産業技術系の専門職大学院は、直近の認証評価を受けてから、5 年以内に次の認証評価を受けるものとする。

第6条 認証評価は、機構が定める「産業技術系専門職大学院基準」および「評価基準の解説」に基づいて行う。

- 2 認証評価は、機構が定める「認証評価の手順と方法」に従い、書面調査および実地調査により行う。認証評価に必要な書式は機構が別に定める。
- 3 機構の認証評価を受ける専門職大学院は、機構が定める「自己評価書作成の手引き」および「自己評価書様式」に従い、自己評価書（本文編および引用・裏付資料編）を作成し、機構に提出するものとする。

## 第2章 認証評価委員会

第7条 認証評価を行なうために、専門職大学院認証評価委員会（以下、認証評価委員会という）をおく。

第8条 認証評価委員会に委員長、副委員長各1名をおく。

- 2 委員長は理事会が選任し、会長が委嘱する。副委員長は委員長が、委員の中から指名する。
- 3 委員長は、認証評価委員会の職務を管掌する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員長が機構の理事ではない場合、担当理事をおく。
- 6 委員は委員長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

第9条 認証評価委員会は10名の委員をもって構成する。

- 2 前項の委員のうち、原則として5名については、産業技術分野大学院に所属する教員の中から選出する。ただし、そのうち1名以上は専攻分野における実務家教員をあてる。
- 3 第1項の委員のうち、原則として3名については、産業技術分野の専門職能団体が推薦した実務経験者の中から選出する。
- 4 第1項の委員のうち、原則として2名については、外部の有識者を選出する。
- 5 委員に欠員が生じた場合、委員長はその選出区分に応じ、これを補充する。
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 認証評価委員会は委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上からの要求があるときは、委員長は認証評価委員会を招集しなければならない。

- 2 認証評価委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 認証評価委員会の決定は、出席委員の過半数をもって行い、可否同数のときは委員長が決定する。

第11条 認証評価委員会の委員は、その所属する大学の専門職大学院の認証評価に関わる審議に加わることができない。

- 2 前項に該当する委員がいる場合、当該委員は第10条第3項の決定に加わることはできない。

第12条 認証評価委員会委員は、代理人をもってこれにあてることはできない。

### 第3章 評価チーム

第13条 専門職大学院専攻の認証評価のための実務（書面調査および実地調査）を行なうために、認証評価委員会の下に、専攻ごとに評価チーム（以下、評価チームという）をおく。

第14条 各評価チームは、3名乃至5名の評価員で構成する。評価チームは認証評価委員会が構成して委嘱する。

- 2 前項の評価員のうち、少なくとも2名は、当該専攻分野の大学院における教育経験を有する者とし、原則として、このうち1名以上は当該専攻分野の専門職大学院の専任教員とする。
- 3 第1項の評価員のうち1名は当該専攻分野の実務経験を有する者とする。
- 4 評価チームには、必要に応じてオブザーバを追加できる。
- 5 評価員に欠員が生じた場合、認証評価委員会は、その評価員の選出区分に応じ、第2項および第3項の手続きに従い、これを補充する。
- 6 評価員およびオブザーバの任期は申請専門職大学院専攻の認証評価が終了するまでの期間とする。
- 7 申請専門職大学院専攻の関係者は、その所属する大学の書面調査および実地調査を行なう評価チームに加わることができない。

第15条 各評価チームには、それぞれ1名の主査をおく。

- 2 主査は、認証評価委員会が、評価チームの評価員の中から指名する。

第16条 評価員およびオブザーバは、代理人を持ってこれにあてることはできない。

### 第4章 認証評価プロセス

第17条 認証評価を受けようとする専攻（以下、申請専攻という）は、毎年指定の期日までに、認証評価申請書を、所定の「自己評価書」とともに機構に提出しなければならない。

- 2 申請専攻は、認証評価委員会または評価チームから、前項以外の追加資料の提示又は提出を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。
- 3 認証評価委員会および評価チームは、評価と無関係な追加資料の提出を申請専攻に求めてはならない。
- 4 認証評価基準を満たしていることの説明責任は申請専攻にある。

第18条 認証評価委員会は評価チームを構成し、申請専攻に通知する。

- 2 申請専攻は、認証チームの構成員が利益相反等に該当する等、正当な理由がある場合は、通知を受領した日から2週間以内に、認証評価委員会委員長に対して文書で調整

を申し立てることができる。

- 3 認証評価委員会は調整の申し立てを審議し、必要に応じて評価チームの構成を変更し、申請専攻に伝える。

第19条 機構は、認証評価委員会委員、評価員に対し、適切な方法で評価の実務に関わる研修を行う。

第20条 申請専攻は、認証評価委員会が評価を開始した日以降は、申請の取り下げを行うことはできない。但し、認証評価委員会が相当の事由があると判断したときは、申請専攻の申し入れにより、申請の取り下げを認めることができる。

- 2 前項の申し入れは、文書により会長宛に行なわれなければならない。

第21条 評価チームは、自己評価書の書面調査をもとに、「書面確認書」を作成し、申請専攻に提示する。

第22条 評価チームは「書面確認書」に基づき、実地調査を行う。

- 2 実地調査には、原則として、評価チームを構成する評価員およびオブザーバの全員が参加する。
- 3 申請専攻は、実地調査時に「書面確認書」に対する見解を文書によって評価チーム主査に提出することができる。

第23条 主査は、書面調査および実地調査をもとに、指定の期日までに「評価チーム報告書」を作成し、認証評価委員会に提出する。

第24条 認証評価委員会は、提出された「評価チーム報告書」に基づき、「認証評価報告書(案)」を作成する。

- 2 認証評価委員会は、前項の「認証評価報告書(案)」の作成にあたり、当該評価チームの主査に出席を求めることができる。ただし、主査が出席できない場合、主査が指名する当該評価チームの評価員をもって、これにあてることができる。

第25条 認証評価委員会委員長は、前条の「認証評価報告書(案)」を申請専攻に提示しなければならない。

- 2 申請専攻は、「認証評価報告書(案)」を受領した日から2週間以内に、機構に対して、文書によって、「認証評価報告書(案)」に対する事実誤認および誤記等に関する意見申立を行うことができる。
- 3 前項の意見申立があった場合、認証評価委員会委員長は、認証評価委員会を開催し、意見申立の当否を審議しなければならない。認証評価委員会は、必要に応じ、「認証評価報告書(案)」の修正を行う。
- 4 意見申立の採用もしくは不採用は、その理由とともに「「認証評価報告書(案)」に関する意見申立に対する回答」として、申請専攻に速やかに伝えられなければならない。

第26条 認証評価委員会委員長は、前条の手続きの後、「認証評価報告書（案）」を理事会に提出する。

第27条 理事会は、認証評価の手続きが適正に行われたことを確認し、「認証評価報告書」を決定する。ただし、申請専攻の現職の関係者は、理事会の審議・決定に加わることはできない。

- 2 申請専攻が第28条に規定する異議申立を行った場合、理事会は「異議申立に対する裁決」の決定後に「認証評価報告書」を決定する。

## 第5章 異議申立審査会

第28条 「認証評価報告書（案）」において、産業技術系専門職大学院基準に適合しているとの認定を得られなかった申請専攻は、その結果について、「認証評価報告書（案）」を受領してから4週間以内に、会長宛に文書によって異議申立を行うことができる。

第29条 異議申立審査を行うために、理事会の下に異議申立審査会をおく。

- 2 異議申立審査会は、5名の委員をもって構成する。
- 3 前項の委員のうち、代表理事たる副会長1名のほか、1名については機構の理事または監事から、3名については外部の有識者または大学院当該分野の専任教員から理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 4 異議申立審査会の委員はいずれも、第8条に規定する認証評価委員会委員、および第14条に規定する評価員を兼ねることができない。
- 5 申請専攻の現職の関係者は、異議申立審査会の審議に加わることはできない。
- 6 委員に欠員が生じた場合、理事会は、その選出区分に応じ、第3項の手続きに従い、これを補充するものとする。
- 7 委員の任期は異議申立の審査が終了するまでとする。
- 8 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第30条 異議申立審査会に委員長1名をおく。

- 2 委員長は、代表理事たる副会長をもってこれにあてる。
- 3 委員長は、異議申立審査会の職務を管掌する。

第31条 異議申立審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 異議申立審査会の裁決は、出席委員の過半数をもって行い、可否同数のときは、委員長が決定する。

## 第6章 異議申立審査プロセス

第32条 異議申立は、「認証評価報告書（案）」に示された「産業技術系専門職大学院基準に

不適合」との認定について、異議の根拠となる関連資料を付して行うことができる。

- 2 異議申立審査会が必要と判断した場合、申請専攻から意見を聴取し、申請専攻への実地検証を行うことができる。

第33条 異議申立審査会委員長は、「異議申立に対する裁決（案）」を作成し、理事会に提出しなければならない。

第34条 理事会は、「異議申立に対する裁決（案）」を尊重しつつこれを審議し、「異議申立に対する裁決」を決定する。

## 第7章 適格認定証

第35条 機構は、認証評価の結果、適格認定を行った申請専攻に対して、適格認定証を交付する。

## 第8章 認証評価結果等の公表

第36条 機構は、第27条に規定する理事会による決定の後、速やかに文書によって「認証評価報告書」を申請専攻へ通知する。

- 2 機構は認証評価報告書を公表する。
- 3 認証評価報告書は、申請専攻の自己評価書（本文編）とともに機構のホームページ等に掲載する。
- 4 学校教育法第110条第4項に従い、「認証評価報告書」を文部科学大臣に報告する。

第37条 機構は、第34条に規定する理事会による決定の後、速やかに文書によって「異議申立に対する裁決」を申請専攻へ通知する。

- 2 異議申立に対する裁決は、申請専攻の「異議申立書」とともに機構のホームページ等に掲載する。

## 第9章 改善報告

第38条 適格認定を受けた申請専攻は、「認証評価報告書」を受け取ってから2年以内に、「弱点」と判定された項目についての「改善報告書」を会長宛に提出しなければならない。

- 2 適格認定を受けた申請専攻は、「認証評価報告書」を受け取ってから2年以内に、「懸念」と判定された項目についての「改善報告書」を会長宛に提出することができる。

第39条 認証評価委員会は、「改善報告書」を検討、審議し「改善報告書検討結果」を決定する。

- 2 認証評価委員会は、「改善報告書検討結果」の決定後、速やかにこれを当該認定大学に通知する。

## 第10章 重要な変更の取扱い

第40条 機構の適格認定を受けた専攻は、次の認証評価を受ける前に、当該専攻の教育課程または教員組織に重要な変更があったときは、変更に関わる事項について会長宛に届け出なければならない。

第41条 前条の届出があったときは、認証評価委員会は、当該専攻の意見を聴いた上で、必要に応じ、当該専攻の「認証評価報告書」に当該事項を付記する等の措置を講ずる。

## 第11章 基準専門委員会

第42条 認証評価委員会は、「産業技術系専門職大学院基準」、「評価基準の解説」、「認証評価の手順と方法」、「自己評価書作成の手引き」、「自己評価書様式」等（以下、評価基準等という）の改定を行うために基準専門委員会をおくことができる。

第43条 基準専門委員会は、認証評価委員会が委嘱した 5 名乃至 10 名の委員をもって構成する。

- 2 前項の委員には、産業技術分野大学院の教員、産業技術分野の専門職能団体が推薦した実務経験者および外部の有識者を含むものとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合、認証評価委員会はこれを補充する。
- 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第44条 基準専門委員会に委員長 1 名をおく。

- 2 認証評価委員会は、前条に規定する委員の中から委員長を指名し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、基準専門委員会の職務を管掌する。

第45条 基準専門委員会は、評価基準等の改定案を作成する。

- 2 前項に掲げる評価基準等の改定案のうち、「産業技術系専門職大学院基準」については、認証評価委員会の承認を得た後、理事会が決定する。それ以外については、認証評価委員会の承認による。

第46条 基準専門委員会は、産業技術系専門職大学院基準の改定を行うにあたり、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、パブリック・コメントを求める等の必要な措置を講じる。

- 2 機構が評価基準等を改定したときは、改定箇所を明示するとともに、改定された評価基準等の適用年度、経過措置の有無等必要な説明とともに、改定後速やかに機構の適格認定を受けた専攻に通知するとともに、機構のホームページ等電子媒体による公告を行う。

## 第12章 倫理綱領、利益相反、守秘義務、個人情報保護

第47条 認証評価委員会委員、評価員、オブザーバならびに異議申立審査会委員（以下、評価関係者という）は、認証評価を通じて、産業技術系の専門職大学院専攻の質的向上とその教育研究の改善に貢献することを使命とし、公正誠実かつ倫理的に評価活動に従事しなければならない。

2 評価関係者および基準専門委員会委員の要件は別に定める。

第48条 評価関係者は、利益相反あるいはその可能性を避け、該当する事実がある場合には機構に申し出なければならない。

2 利益相反あるいはその可能性に該当する事実には以下の場合が含まれる。

- ① 申請専攻における現職および過去の教職員、名誉教授、現職の非常勤講師および非常勤職員、卒業生、採用予定者
- ② 申請専攻が属する大学における教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画している、または参画していた場合
- ③ 金銭的利益や個人的利害がある場合
- ④ 公正な評価に影響を与える可能性のあるその他の理由がある場合

第49条 評価関係者は、評価活動を通じて収集した情報を産業技術系の専門職大学院の認証評価以外の目的に使用してはならない。

第50条 評価関係者は、申請専攻が提出した諸情報および実地調査、その他の評価活動を通じて得られた情報を、漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動終了後も継続する。

2 前項の義務は、次の各号については適用されない。

- ① 評価関係者として委嘱されているという事実
- ② 公表を前提として機構が作成した刊行物その他の資料
- ③ 当該年度の評価結果が機構から公表された後における、当該年度の認証評価に従事したすべての評価関係者の氏名および所属機関

第51条 評価関係者は、機構から送付された申請専攻に関する資料を、評価活動終了後、速やかに機構に返却しなければならない。

第52条 機構は、申請専攻が提出した諸資料について、次回以降の認証評価のために1部保存するほかは、外部に漏洩することのないよう、適切な方法で廃棄処分する。

第53条 機構は、評価活動の過程で取り扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止等、安全管理のために必要な措置を講じる。



## **第13章 認証評価手数料及び会計**

第54条 申請専攻は、その申請にあたり、認証評価手数料を指定された期日までに納入しなければならない。

第55条 納入された認証評価手数料は、特段の事由のない限りこれを返還しない。第20条第1項に規定する相当な事由により、申請の取り下げを認めたときも、同様とする。

第56条 認証評価手数料については別に定める。

第57条 認証評価事業の会計は、機構の一般会計と区分した独立会計によるものとする。

## **第14章 雑則**

第58条 委員会等の運営等についての必要な細則は別に定める。

第59条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

## **第15章 附則**

第60条（施行日） この規程は、平成22年4月1日から施行する。